主要国における国際的な子の奪取に関する民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の国内実施方法

	【第7条2（a）】 子の所在発見	【第7条2（b）】 子に対する害の防止	【第7条2（c）】 子の任意の返還	【第7条2（h）】 子の安全な返還 （安全面での懸念がある場合）	【第7条2（f）】 面会交流支援	命令の執行
米	1．中央当局が、下記ツールを活用して、所在を特定。 ・児童失踪情報センターに調査を依頼（学校、雇用情報、自動車登録、電話記録、メール記録等の情報を含む各州の法執行機関のデータベース）。 ・Lexis Nexis（個人の住所・財政データを含む）等包括的検索エンジンの活用。 ・連邦政府親特定サービス（米厚生省所管）の活用 ・連邦政府データベース（出入国記録、旅券情報、犯罪情報を含む）の活用。 ・中央当局に法執行機関職員を配置。 ・郵便調査（監視、郵便追跡等） 2．居所の見当がつかない場合、税関・国境警備局、FBI、又はNCMEC（NGO）に協力を求める。	児童福祉機関や裁判所等国及び地方の関係当局が暫定措置を講じる。（具体的には、旅券の提出命令、管轄区からの子の移動禁止命令、子の保護等）	更なる連れ去りの恐れがない限り、中央当局はTP親に対して書簡を送付し、任意の返還について慫慂する（当該親は返信まで10日間の期間が与えられる）。 TP親が、要請に応じる場合、中央当局の支援の下、弁護士を介した調整が行われることがある。	中央当局は、虐待が暴力が関係する事案において、親から情報やサービスの提供要請があれば、その支援を行う。 米国においては、児童福祉施設、社会福祉機構、法執行機関が適切な措置を実施。 全ての州には、疑わしい児童虐待やネグレクトの通報制度が整っており、そのような通報を受け、国内関係機関（保護施設）が適切に対処している。 子の返還前、又は、返還後に、LBP親による虐待の懸念が通知された場合、児童保護機関が返還後の子の安全を確保するために関与する。 中央当局は、法律扶助や生活保護、虐待やDVに対する保護措置に関する情報を、要請に応じ、戻ってくるTP親に対して提供する。	中央当局は、面会交流の申請を受理した場合、弁護士を見つけるために支援を行い、当該弁護士に対して技術的支援を行う。 また、中央当局は、両親に連絡し、任意の面会アレンジが可能か打診する。	当事者間の協力がない場合は、裁判所は、裁判命令を遵守させるために,法廷侮辱の理由で罰金や拘禁を含む様々な民事手続を命じることができる。 裁判所は、子の利益の観点から、専門家を関与させる等の特別の措置を命じることもできる。
英	中央当局は,申請書を受理した後、事務弁護士（ソリシター）に事案を付託する。事務弁護士は、子の所在を特定する必要がある場合は、裁判所に子の所在発見命令の発出を申し立て、同命令に基づき必要な情報収集を行う。裁判所から児童手当情報へのアクセス権限を取り付け、当該情報により、子の所在を特定できることが多い。	事案を担当する事務弁護士が、裁判所に、旅券の取上げや子の移動禁止、子の保護措置等の申し立てを行う。 必要に応じ、児童保護機関が介入。	中央当局はTP親に配布するリーフレット作成し、その中で任意の返還を促す文言を規定。 事案を担当する弁護士が適宜調停を進める他、REUNITE（NGO）等を通じ調停が行われる場合もある。	外国の裁判所や中央当局から返還後の安全について懸念が提起された場合、中央当局は児童福祉施設に通知する。 中央当局は、戻ってくるTP親に対して、法律扶助、生活保護、滞在場所、相談サービス等の情報を提供する。	面会交流の申請については、英国内法（児童法）に基づく手続となるため、中央当局は事務弁護士を通じて適切な手続が開始されるよう支援する。	正当な理由なくTP親が子の返還に応じない場合、法廷侮辱罪（罰金又は拘禁刑）に処せられるため、命令に従わない事例は希。 それでも命令に応じない場合は、弁護士が裁判所に執行の申立てを行う。通常、執行官が警察と共に子の所在地を訪れ、子を連れ出し、申立人である親に引き渡す。（但し、執行官や警察は物理的強制力は使わない。）
仏	中央当局は、申請書を受理した後、子の所在地域を管轄する検察局に事案を付託する（子の所在地が不明の場合は、パリの検察庁に付託）。 検察官は、子の就学情報（学校、幼稚園等）や社会給付情報を通じて子の所在を特定する。検察官は私立の学校情報についてもアクセスできる。	中央当局は、所轄の検察局に通報を行う。また、施設での保護等の緊急措置、社会福祉施設に対する子の返還場所の通報、子の返還のための準備的措置について検察庁に依頼する。	検察官又は警察官がTP親に連絡し、条約に関する説明を行い、状況確認を行う。このように事実関係を明らかにする過程で当事者が任意の返還に合意する場合がある。 また、双方の当事者が合意する場合は、仏中央当局に常勤する社会福祉士を通じた調停が行われる場合もある。	外国から子が返還される場合、中央当局は、適切な場合には、検察官に対して子の返還に備え必要な措置をとるよう求める。現地の検察官が必要な緊急措置（子の一時保護）をとることができるよう、あらかじめ子の返還を通知する。また、社会福祉機関に、子の返還に伴う保護措置をとるよう求めることもある。 子に対して危険がある場合、少年係裁判官に、子の保護のために必要な措置を命じるよう申立てを行うことができる。	中央当局は、面会交流の申請を受理した場合、仏国内法、管轄裁判所、法律扶助手続に関する説明を行ったり、弁護士リストを交付したりしている。	検察官が命令の執行を担当。検察官は、地方長官の了承が得られれば警察の協力を得ることもある。 実務的には、検察官が、執行の様態を明示し、子を連れ去った親に子の返還を促す。 子の返還を求める親が、子を引き取りにくることが非常に多い。
独	中央当局は、申請書を受理した後、各州に対して児童手当の請求があったかどうかを照会する。TP親が独人以外の場合は外国人登録の調査を州に依頼する（9割の事案はこれで解決）。 それ以外の方法としては、前科登録のデータに所在調査中の登録をすることもある。案件によっては、州警察に依頼し、個別の確認を行ってもらう場合もある。	国内法に基づき、裁判所が申立てを受け、又は、職権により、仮命令の発出する（出国禁止、子の住所の変更禁止、旅券及び身分証明書の一時的保管等）。	中央当局は、TP親に書簡又は電話で連絡を取り、条約の手続について説明する他、任意に子の返還をするべく話合いを慫慂する。 裁判所においても、当事者間の和解を試みる他、ADRも活用し、任意の返還に応じるよう慫慂している。	独における安全上の問題が提起される場合、中央当局は、弁護士に連絡する。弁護士は、適切な児童保護機関と共に、この保護を確保するため対処する。 独で本案手続が開始されれば、裁判所等が子の最善の利益について判断を行う。	申立人に、希望する面会交流の形態を申立書に記載させる。この申立人の意向を、青少年局を通じて、相手方親に伝達し、当事者間の合意を追求する。 困難な場合、中央当局は、適当な弁護士を通じて司法手続を開始させる。	裁判所の命令に従わない場合、秩序罰としての過料若しくは留置があるが、最終的に子の返還を直接強制することも可能。その場合、国内事案と同様、執行官が担当。同執行官は、必要に応じ、青少年局と警察に協力を求めることができる。但し、子の福祉への影響を避けるため、有形力の行使は可能な限り控えるものとされる。

TP（Taking Parent）親：子を連れ去った親、LBP（Left Behind Parent）親：子を連れ去られた親